

秘

調三資料第十一號

今次賠償問題の経緯

外務省調査局第二課
昭和二十一年六月二十七日

たけれども、一たん中村君が香港に帰任した後は、その話は自然に
立消えになったのは、或はその事情が軍のほうへ漏れて、軍がこれに反対
をしたといふことであつたかも知れないが、その実ははっきり存じてをら
ない。

をばり

内閣

第一緒 言

目次

第二 今次の対独賠償問題の経緯

第三 対日賠償問題の経緯

- 一 対日賠償問題の発端
- 二 ポーランド大使対日賠償中間計画
- 三 日本の産業構成に関する諸見解
- 四 極東委員会対日賠償計画
- 五 ポーランドと極東委員会案の比較とその影響
- 六 賠償問題の国内的影響
- 七 賠償問題の今後

第四 結語

「附録」 エドガーススウ「日本の賠償問題」抄譯

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二



第一緒 言

今次大戦の結果に基き、聯合國の枢軸國に対する賠償要求方針は前大戦に於て聯合國がドイツに對して課した賠償に比較すると本質的に異なつて種々の相違が認められる。即ち前大戦後の対独賠償は、その建前が聯合國の蒙つた損害と賠償せしむるといふ觀念に止り、ドイツの支拂能力等に関する合理的考慮を缺いた爲め結局ドイツを兼てヤング案に到る前後十回の國際會議と九ヶ年の歳月を費して逐次賠償の改訂を餘儀なくせられ、其結果豫定せられた賠償金の取立が有耶無耶に終つたばかりでなく、賠償の支拂を實行せしむる爲にドイツ経済の復興発展を聯合國が援助せざるを得ぬこととなり、遂にはナチスの抬頭と第二次大戦の勃発とを見ることとなつたのである。

即ち前大戦に於ける対独賠償は完全な失敗であり、これを北段にこそ今次大戦後の賠償問題處理に與しては聯合國は前車の轍を踏み、科学的合理的の方法を取らんと努力しつゝある。以下に今次賠償問題の主要な性格を掲げよう。

(一) 賠償の目的が従来の如く軍備の増進による損害の賠償には置かれず、敗戦國が再び戦争を企図し得ざる様に其の經濟を徹底的に非軍事化し、戦争能力を剝奪することに置かれぬこと

(二) 賠償の取立は原則として現物によること。即ち前回の対独賠償では總額一三二億金、麻克の賠償金総額を決定するために一年以上の歳月と九回に亘る國際會議を必要としたのであるが、今回は現存の資本設備を指定して賠償に充てるのであるから賠償金の総額は何等重なる必要を持たず、しかも其の履行は極めて確実に実施し得ることとなる。

一方又賠償支拂の爲に、戦敗國の産業復興を援助する如き途を繰返へさせないで済む譯である。

(三) 賠償問題の性格が技術化したこと

前大戦の賠償問題は賠償金額の決定にあつたが、今回の賠償設備の決定にある。従つて今回の賠償問題の理解には相當高度の技術的知識が要求される。

(四) 賠償の実施が短期間に行はれること
前述せる如く現存の資本設備を撤去するのであるから比較的短時日に賠償問題が片付いてしまふのである。

(五) 賠償は戦敗國の平和的經濟を破壊せぬ限度で行ふこと。賠償の目的が戦争能力の剝奪にあり、戦敗國の奴隸化を意図するのではないと謂ふ建前から、戦敗國民に一定の生活水準を可能ならしめる爲に必要の生産設備の残存を許容するのである。

以上の如き今次賠償の諸原則は、我が國に対するものも、ドイツに対するものも全く同様であり、時期的に對独賠償が幾分先行してゐる關係上、對独賠償の経緯は我が國の賠償問題にとつても貴重な参考となるのである。従つて先づ今次大戦後に於ける對独賠償問題の概要について述べ、次で我が國の問題に移ること、しよう。

第二 今次の對独賠償問題の経緯

對独賠償の基本方針は昨年二月のヤルタに於けるルーズベルト、チャーチル、スターリン

三頭會談の結果發表された所謂クリミア宣言に依つて闡明され、次で昨年七月のポツダム宣言に依つて更に具体的内容が與へられ、その後聯合國独逸管理理事會が中心となつて賠償工場の指定、残存工業規模の決定等具体的措置を進めつゝある。

對独賠償に關するポツダム宣言に述べられた要旨は左の如きものである。

- (一) 独逸の戦争勢力を除去する爲に、武器、弾藥、軍用器材、航空機及航洋船舶の生産は禁止される。
- (二) 金属、化学工業、機械類其他戦争に直接必要な品目の生産は嚴重に管理せられ、且つ平和經濟の維持に必要とする限度を超へるものは悉く撤去又は破壊される。
- (三) カルテル、シンジケート、トラスト等独占的な經濟上の組織は解体される。
- (四) 独逸經濟の再組織に當つては農業及び平和的國內産業の發展に重きが置かれる。
- (五) 占領中と独逸は軍一の經濟單位として取扱はれる。
- (六) 独逸に課せられる經濟單位を實施する爲に独逸國民自身の行政機構が創設せられ、且つこれに責任が與へられるべきである。

(七) 賠償は独逸をして英國及びソ聯を除く歐洲の生活水準の平均を超へない水準を維持せしめる爲に必要なる生産力を残すことを限度とする。

(八) 賠償は独逸國民をして外部からの援助なくして生活するに充分な資源を残す限度内で行はるべきこと。

(九) 独逸の再軍備を防止するため工業、輸出入及び經濟活動と關係のある一切の科學團體、研究所、実験所、試験所等は管理を受けること。

尚以上の他米英ソ其の他各國間の賠償物件の配分方針も明かにされてゐるのである。

次に昨年十二月に發表された米國國務省の對独賠償に關する聲明は上記ポツダム宣言の具体的適用に關する米國政府の見解を詳細に表明したものであつて特に独逸に許さすべき生活水準及び平和的經濟の維持に必要とせられる工業の規模の決定方法に關し具体的に規定してゐる點が注目し得る。今その要旨を掲げれば次の通りである。

(一) 独逸の平和經濟を維持するに必要なる工業の規模を先づ決定することが賠償による持出

の量と復とを算定する上の與の基礎となる

(二) 独逸に許容せらるる生活水準はポツダム宣言に述べられた如く英國及ソ聯を除く歐洲の平均水準を越へざる限度とされてゐる。独逸よりの賠償持出しは一應一九四八年に終了するものと務定せられるから一九四八年には独逸が右の生活水準に達することを許される譯である。但し實際に到達可能であるかどうかは戦後の各種の困難から見て疑問であるが聯合國としては兎に角フルに操業すればそれが可能であると認められる規模の工業を残せば良い譯である

(三) 英國、ソ聯及び独逸を除いた歐洲の平均生活水準は一九四八年には略一九三〇年から一九三八年までの期間に於ける平均水準に近しいもの迄恢復することが豫想される

(四) 従つて賠償の基礎となるべき独逸の生活水準は歐洲の一九三〇年から一九三八年迄の平均実績に國民所得から見て近似した独逸の過去に於ける生活水準の年を選定し其の年の実績に次の如き修正を施したものを使用する

(A) 撰ばれた年と一九四八年との間に於ける人口上の變化に基く修正

(B) 撰ばれた年に於ける独逸の消費の型が通常の與から著しく逸脱してゐる場合の調整

(C) 戦争に依つて破壊された建築物や運輸施設を恢復する爲の需要に前述せる平和的経済維持に必要とせられる需要に追加計上することか許される。其の量は建築物を二七年鉄道、道路等の運輸施設を五年間に恢復するとした場合の各年の資材需要額とを、斯う余裕は復興が完了した後になる程度に輸出物資の生産を増大する余地を與へるであらう

(D) 賠償持出完了後ドイツが外部の援助なくして其の経済を維持する爲に必要の資源を独逸の爲に残存せしめること

(五) 米國は賠償を利用して利己的な見地から独逸の輸出産業をふるに制限せんとする意向を持たないし、又米國以外の各國が其の様な企圖を持つことにも反對である。独逸が國際的性格を持つことこそ米國の希望するところであり、アタルキ(自給自足の性格)

を帯びることを希望するものではない

(六) 独逸は其物品の輸入を賄ふ爲に必要な輸出品物の生産が可能とせらるる程度の一は持たねばならない。但し物物は金属、機械及び化学製品以外の品目に依つてはし得る所最善の努力を拵ふべきでありう。

(七) 従来独逸から金属、機械、化学製品類の供給を受けてゐた國々は今後独逸以外の品目から之等の品目を手せねばならないが、原則的には之等品目の生産設備が独逸以外の地に移設されるのであるから其の裏に支障を蒙る事はない譯である。但し實際は戦争に依る破壊が大である爲をいふは全体としての工業能力は減少してゐるから更に工業の拡張を必要とするは本ども之を独逸に許すことに依つて独逸に依つて侵略を受けた國々の経済的恢復にブレーキがかける様な事は絶対に許されないのである。

(八) 独逸経済は敗戦の結果事実上完全に停止し運輸機関、経済機構、行政組織の殆んど完全な瓦礫を呈したのであるから、たとへ賠償に依る工業設備の持出しが実行されなくては独逸は自國の疾病と社會不安を防止する爲に必要の輸入を行ふには聯合國の援助を必

要とするでありう。又賠償による持出しが大体完了した後も燃料、食料、原料の入手が限定されて居り且つ政治及び経済機構の再建に手間取るでありうから残存設備の能力をフルに動かせるか否かは極めて疑はしい。従つて一九四八年に到る迄独逸は必要の輸入を過去のストック及び其の後の生産品の輸入に依つて賄ふことは恐らく困難でありう。聯合國は此の期間に疾病と社會不安の防止と言ふ原則に従つて独逸に最小限の物資を輸入せしめる。而して平和條約締結の際右の如き輸入に對する支拂が済まされて居ない場合に其の措置をどうするかと言ふ事は聯合國が改めて處置を決定すべき問題でありう。

(九) 占領軍當局の各面の任務は輸送施設の修復、住宅及び必要の公共の施設の應急修復、石炭及び農業生産を最大ならしめること等に集中することでありう。特に石炭及び原料については輸入のバランス及び独逸の緊急を因内需要を充足する上を貢獻する程度に従つて其の用途に優先順位を附する必要がある。

其の爲には輸送、農業、通貨金融、租税其の他に肉して共通の政策を実施する事が極めて重要である。

以上によつて聯合國の対独賠償の方針が概ね明らかとなるであらう。尚独逸の場合には日本の場合と異り關係各國の利害關係が複雑であり占領地も英、ソ、併の四ヶ國に依つて分割実施せられてゐるため上述の如き米國の方針が理想的に実施され得るかどうかに就いては相當疑問があらう。現にソ聯の占領地域では既に工業施設の撤去が独自の立場から着々進められてゐるし又英國の占領地域に就いては工業の撤去乃至破壊が不徹底なりとの批難を受けたりしてゐる模様である。しかし兎し尚原則的方向は以上に述べられた方針に基づいて進められてゆくであらう。而して其の具体的な成果として本年三月二十八日聯合國独逸管理理事會に依つて「賠償及び戦後独逸経済計画」が決定^{（これら二つの決定は）}され、^{（独逸に許される）}工業の規模を具体的に明かにしてゐる英で極めて重要な意義を持つ。以下其の概要を示さう。

先づ方針はポツダム宣言及び米國務省聲明に依つて明かであるけれども今回の決定に準

約されてゐるところに依れば次の通りである。

- (一) 独逸戦争能力の除去及び独逸工業の非武装化
 - (二) 賠償の支拂
 - (三) 農業及び平和産業の發達
 - (四) 独逸の生活水準を英ソを除く歐洲の平均水準迄引下げること
 - (五) 独逸が自立するに足る資源の確保
- 而して計画の前提条件として次の英が考慮されてゐる。
- (一) 独逸人口は一九四九年（独逸工業が許された最高限度に到達する決定の年）迄に六千六百五十万を超えないものとする
 - (二) 独逸は単一の経済単位として扱はれらる
 - (三) 独逸はその輸出市場を見出す

賠償方法は一國賠償の原則に立ち没物賠償による生産設備の撤去が中心となる。

而して本計画は独逸工業の水準を戦前即ち一九三八年に比し概ね五〇%乃至五五%に引下げることを目標とする。

これは近年に於ける独逸の最も不況な年即ち一九三二年の恐慌当時の生産水準に略該する。本計画は独逸工業を禁止工業、制限工業、非制限工業に分つておるのであつて各々の内容は概ね次の通りである。

(一) 禁止工業

生産は完全に禁止せられ設備は撤去せられるものであつてその内容は左の通り
 兵器、航空機、航空船舶、人造石油、合成ゴム、合成アンモニア、ボールベアリング
 一部大型工作機械、大型トラクター、アルミニウム、マグネシウム、ベリウム、トーマス炉熔滓より生産されるヴァナヂウム、放射性物質、濃度五〇%を超える過酸、元素、特殊軍需用化学薬品及びガス、無線通信装置
 但し人造石油、合成ゴム、合成アンモニア、ボールベアリングは主要の輸入が不能に

(二) 制限工業

なるまで国内需要を充たす為一時的保留を許される
 生産水準を決定し之を超ゆる過剰能力は撤去せんとするもの、生産財工業と消費材工業の二種に分類されてゐる。

(1) 生産財工業

種	類	一九四九年水準	対戦前能力比率
鉄鋼		七五〇〇千吨	三五%
銅		四〇四%	五四%
亜鉛		一三〇%	四八%
鉛		一三五%	八〇%
其他		一九%	一、一、%

化学工業

(窒素、磷酸カーバイド、硫酸塩素アルカリ)

工作機械	74	11.4%
金機械	432	1.4%
軽機械	1,145	3.9%
電気機械	1,500	5.0%
内重電気機械	40	0.1%
耕作用軽トラクター	10,000	33.0%
トラツク	40,000	133.0%
精密機械及光学機械	340	1.1%
農具	3,580	11.8%
染料	3,600	11.9%
合計	36,800	124.0%

(四) 消費財工業

貨車	30,000	100%
客車	1,350	4.5%
機関車	3,000	10.0%

種

類

一九四九年水準

對戦前能力比率

(一) 制限工業

乗用車
藥品
プラスチック其他消費財化学製品
電力

40,000台
三三二馬力
一四七八
九,000

116%
80%
70%
60%

(二) 計画化された非制限工業

15

織物及び衣服	六七五千疋
内人造織維	一八五〇
制紙及印刷	三二二九
履物	一一三万疋

鉄鋼の保有能力は七五〇万噸であるが一九四八年に實際許容される生産高は五八〇万噸で管理理事会の承認なき限り此の生産高を増加することは許されず、軽金属の生産は許されず、アルミニウム三万噸、マグネシウム千噸の輸入が許可されてゐる。消費財工業の内訃画化された非制限工業に於ては一九四九年の到達水準が豫定されてはゐるけれども、厳格なる意味で制限されるのではなく管理理事会が拒否し、一限り原則として割き量を超過することが許される。高消費財中の一部に對し最低割当量（賠償に非ず）が次同如く決定された。

四〇万噸

織物 一三三、三四〇噸
 石炭 四、五〇〇万噸
 (最低生産割当量) 一億五千五百噸
 藥品 一億二千馬克

(三) 非制限工業

資源及び財力の許す範囲内で擴張を許される消費財工業の殆んど全部を網羅してゐる主要なものとしては穿具木製品、ガラス及びガラス製品、陶器、自転車、自動自転車、建築及び建築資材（内セメントの生産割当は八百萬噸、一九三六年の六八%）、石灰、加里等、持片石炭と加里とは最大限の生産を命ぜられてゐる。高本計畫書には独自の外國貿易に關して次の如き決定を行つてゐる。即ち外國貿易は戦前の約九分の三が認められ輸出入共最高限度三十億馬克（一九三六

年價格)である。輸出に依つて得た外貨の半ばは食糧及び飼料の輸入に残余は運送費、
保険料、特殊輸入許可品目の輸入占領費支拂等に充てられる。輸出許可品目の主要なも
のは繊維製品、石炭、コーラス、化学製品、鉄製品、陶器、ガラス製品、医薬品、紙
製品、書籍等である。

以上が「計画」の概要であり之に依つて見れば生産財の生産は甚しく圧縮されるが消費
財の生産はさ程ではない。斯くて独逸産業の性格は一変し軽工業的性格が顕著に與へ
られることになり。

第三 対日賠償問題の経過

以上は対日賠償の経過を、詳細に述べたのであるが対日賠償について原則は全く
同様である。

一、対日賠償問題の発端

対日賠償問題が正式に觸れられたのは昨年七月の日本の無条件降伏要求に因する大
ツダム宣言の中に於てである。即ち右宣言の第十一項に次の如く述べられてゐる。

「日本が其經濟を維持し且公平に実物賠償の取立が可能ならんが如き程度まで其經濟を維持せしむことヲ得んべし。但し
日本國ヲシテ戰爭ノ多ク再軍備ヲ爲スことヲ得んべし。右が其産業ハ此ノ際ニ非ズ。右目的ヲ爲スルニ
必要ナルモノハ其産業ハ此ノ際ニ非ズ。右目的ヲ爲スルニ必要ナルモノハ其産業ハ此ノ際ニ非ズ。」

支配上ハ之ヲ区別ス。許サルベシ。日本國將米世界貿易へ参加ヲ許サルベシ。又昨年九月六日附で
なされた「降伏後ル程ケル米口」初期「対日方針」中「賠償」に關しては左の如く述べられてゐる。

日本は保存及外債、日本賠償責任の決定に從つて計画ス。

平和的の日本經濟乃至占領地内之補給ノ爲ニ必要ナル物資、現存資本設備及び施設ヲ引渡ス。但し
以上ノ如キ方針は對日賠償ノ場合ニ何事異ナリトスルベシ。

二、ポロー大使對日賠償中間計画

而して昨年十月、ポロー大使を主眼とする「マニラモア」其の他より成る米國の賠償委員團が
公開し十二月七日英海軍の記念日、對日賠償の中間報告を題するポロー大使の聲明
が發表された。本聲明は將米の日本の産業の賠償責任の決定するものなり且、其の後のワシ
ントンの和平委員会に於ける對日賠償問題の交渉の骨子を採擇せし
ものとす。形勢に於けるものであるから以下にその内容の概略を述べ、本聲明は先づ前記の如
の如き點を指摘してゐる。

一、対日賠償の目的は日本の軍國主義の復讐を不可能とすること、將來の日本經濟を安定せしむること、且

つ政治的に民主主義様式を創すところを發展せしむることの二点にある

2. 過去に於ける日本の工業發展は極めて濠洲に軍備擴張の色彩を帯びてあり、戦災により相當の被害を受けた日本も平和的經濟の要求から見て極めて大なる餘利能力を持つ

3. 日本から餘利の工業設備を除去することにより日本の武装解除を完成することは日本工業の完全なる否定を意味するものではない

4. 斯る餘利能力を除去し其等の設備を日本の侵略を阻止した諸國に移設することに依りて之等の諸國の生活水準を向上せしめ得よう、而し日本自体も餘利部分が除去されるのであるから生活水準の低下を必要とせぬであらう

5. 賠償に關してボレー大使はトルーマン大統領に上述の如き餘利施設の除去に關し施設の別を輸送が聯合國のソートに依りて監督され得べき態に於ては直ちに開始され得る如き中間計画の決定を報告してゐる、此の暫定的降参は聯合國諸國の最終的に賠償を創する総額より多分低であらう

6. 撤去すべき工業の具體的内容として次の如きものを挙げてゐる

1. 工作機械製造能力の半分

2. 鋼材、鋳造機、鍛冶機、下機械の全部

(イ) 鋳造機、鍛冶機、合金工廠（但兵器製造及び軍用品のみの製造を目的とする場合に於て破壊すべき工場を除く）

中間計画に依りて日本から撤去される工作機械の台数は三五万台から四〇万台に達するであらう

3. 占領に必要な船舶の修理に支障無き範囲に於て二〇造船所の全施設及び全附属設備

4. 年産二五〇万噸を超える全鉄鋼生産能力、日本の現有公稱製造能力は一、二〇〇万噸を超える、一九三〇年には鋼塊生産能力は二三〇万噸であり鋼材の消費は僅かに一七〇万噸に過ぎなかつた

5. 日本に於ける石炭燃焼発電所の半分、残餘に依りて水力発電力の補給に使用する豫備として充分であらう

6. 接觸法硫酸工場の全部、但し亜鉛、鉛、銅、其の他の重金屬精鍊設備に於ける廢カス回收設備を除く、日本のソルベール法普通灰四大工場の中の最も新式なるもの及び苛性普通

つては、民主主義様式を利すと云うべく発展せしむることの二点にある。

2. 過去に往ける日本の工業発展は極めて濃厚に準備充足の色彩を帯びたものであり、戦災により相当の被害を受けた今日、この平和的経済の要求から見て極めて大きな餘利能力を持つ。

3. 日本から餘利の工業設備を除去することにより日本の武装解除を完成することは日本工業の完全な否定を意味するものではない。

4. 斯る餘利能力を除去し其等の設備を日本の侵略を受けた諸國に移設することは、その諸國の生活水準を向上せしめ得よう。而して日本自体も餘利部分が除去されるのであるから生活水準の低下を必要とせぬであらう。

5. 賠償債としてボレー大使はトルーマン大統領は上述の如き餘利施設の除去に同意し、諸國の輸送加算金、引当金、ハートに依りて監督され得る能力は、直ちに開始され得る如き中間計画の決定を報告してゐる。此の暫定的降参は聯合國諸國の最終的に賠償を創出する途徑として多分体であらう。

6. 工作機械製造能力の半分

工作機械製造能力の半分

次の如き諸工場に所在する工作機械の全部

(ロ) 全般空機工場

(イ) ボールベアリングを製造する全工場

中間計画に依りて日本から撤去される工作機械の台数は三五万台から四〇万台に達するであらう。

3. 占領に必要な船舶の修理に支障無き範囲に於て二〇造船所の全施設及び全附属設備

4. 年産三五〇万噸を超える全鉄鋼生産能力、日本の現有公稱製造能力は一、二〇〇万噸を超える。一九三〇年には鋼塊生産能力は二ミの万噸であり鋼材の消費は僅かに一七〇万噸に過ぎなかつた。

5. 日本に於ける石炭燃焼発電所の半分、残餘に依りて水力発電力の補給に使用する豫備として充分であらう。

6. 接觸法硫酸工場の全部、但し亜鉛、鉛、銅、其の他の貴金属精煉設備に於ける廢がス回收設備を除く、日本のソルベー法曹達灰四大工場の中の最も新式なるもの及び苛性曹達

の新式大工場四一の中二の工場

7. マグネシウム及びアルミナを製造する全工場、スクラップ処理設備を除くアルミニウム電解工場の全部及びマグネシウム及びアルミニウムの仕上に使用される總てのストツプリップミル、ローリングミル及びリ、板プレス等

以上の外次に擧げらる若干の勸告をトルーマン大統領になした

8. 日本政府、天皇、皇室、賊閥を含む全日本人より日本本土以外（台湾、朝鮮、満洲、

其の他の中国、マレー、南領東印度の各地乃至に其の他の聯合國及び中立國を含む）の地

に有する資産の所有権乃至支配権を利奪する、他國に對する日本の財政的、経済的浸透は

悉く一掃されねばならぬ

9. 現在日本で集められた金及び貴金屬類はサンフランシスコの米國造幣局に輸送され其の儘保管せらるべきである

10. 三等の金及び貴金屬の搬入は三等と占領費、輸入、賠償等の爲に使用すると言ふ今後の決定を何れを妨げないであらう

10. マツカレサ一元計は体系を表明せられ賊閥解体の作業を援助する爲に賠償物資を日本から除去すること、即ち他の條件が同一とすつて賊閥の所有乃至は支配する財産から第一に除去するべきであること、即ち他の條件が同一

であれば独立した民間企業家の所有工場に先立つてこれ等賊閥の所有乃至は支配する工場の利奪が行はるべきである

以上の仕事は完成した際には之等は広く東亞の復興と建設に実地的に寄与するであらう

此の計画は又日本人に對して其の榮譽と勤勉と平和に満ちた未来への道を自ら開拓させる

こと、ならう。而して我々は日本が最後の順位を與へられると言ふ事を常に忘れては行

らない。以上がポーレー大使中間計画の要旨である

尚ポーレー大使は新聞紙上に発表された談話の中で次の如き諸長に關して觸れる所があつた。

1. 日本に保有を許される船舶は概ね五千噸程な迄のもので外洋を航行する大型汽船の保有は許容せられぬかも知れぬ

2. 米國は日本の中古工作機械を必要としない。之等は中國、フィリッピン等日本の侵略を受けた國々に引渡さるべきであらう

3. 賠償は現存設備による一回賠償を原則とし、年々の生産物による賠償は考慮しておた

一方ホーレー大使の検討の基礎資料として、聯合軍司令部の経済科学部が作成した「日本重要産業の明細目録」も亦昨年十二月中旬公表せられ其の内容は當時の毎日新聞紙上に連載された。

当時中国、フィリピン等對日賠償に關する要求が新聞紙上に掲載されたがそれに依れば中国は多量の木材、石炭、金等を要求し、フィリピンは鐵道施設、造船設備、セメント工場等を要求するとの事であった。

其の後一月二十日聯合軍司令部の指令に基き航空機工場、陸海軍工廠の重要研究所が聯合軍の管理下に置かれることとなり將來の賠償に依る撤去又は破壊に到るは日本側に於て責任を以て之等工場を保管する事が要求せられたのである。此の指令に依つて管理せらるる工場、工廠及び研究所の数は其の後の追加及び除外を訂正し五月末日現在で航空機工場四四〇、陸軍工廠四五、海軍工廠四六、研究所六三、合計五九四となつてゐる。

次で本年一月末フランス、マスコイ氏を主班とする極東委員会の来朝があり、更に又本年五月十日にはホーレー大使が米國軍内務部の使節団と共に滿洲及北朝鮮の視察に赴く途

次入京し其の目的に關しマツカーサー元帥に對する書翰及び聲明の發表があつた。今回のホーレー大使旅行の目的は主として朝鮮及び滿洲に於て日本の建設せる工業の實情及び終戦後の撤去其の他による変化の程を調査し、日本よりの賠償施設を東亜の被侵略諸國に分配する方針を檢討することにある模様である。而して右の書翰及び聲明中注意すべき点は次の通りである。

一、對日賠償委員會の目的は日本と日本の支配下にあつた諸地域との主従關係の絆を断ち此等地域の經濟を再建し以て東洋に平和的にして繁榮的な經濟均衡状態を樹立するにある。(書翰)

二、日本の餘利機械及び工場をアジアの諸地域に移設し、それによつて之等地域に於ける肥料及び農具の生産を増加し食糧増産に資するべきである。(聲明)

其後ホーレー大使は北鮮と滿洲の視察旅行を終へ六月廿日帰京し聲明の發表と記者団との会見を行ったが其の要旨は次の通りである。

一、水浸しになりつつある滿洲の炭坑に電力を供給するため至急日本の火力発電設備を

移設する要がある。

2. 賠償の対象は、鉄鋼、電力、航空機等軍需生産工場を目標とし、紡績、陶器、美術工芸等の平和産業施設はこれに存置せしむる。火力発電は現有設備の凡そ半ばを撤去する予定である。

3. 撤去の期間は約二ヶ年である。撤去は直ちに開始し得ると思ふ。

4. 撤去施設の輸送は日本の責任で、日本の船舶を使用し費用も日本政府が負担する。

5. 中国に移設せられし機械の運送には結局外部からの助力が必要であり、自分ホーレーは日本の技術家を招くことを勧告して置いた。

6. 自分はこれからパリに向ひ四ヶ国外相会議に出席中のバーンズ國務長官に報告する。

尚日米国の著名な極東通エドワード・スノウ氏の日本の賠償問題に関する論文が六月二十一日から三日に亘りニッポンタイムズ紙上に掲載せられし内容には注目する要する莫が多いので其の抄訳を附録に掲げしが主要なものは次の通りである。

1. 日本管理は福音的であることより、懲罰的である事を忘れてはならぬこと。

2. 日本の軍事的能力削奪の見地から賠償に當つては徹底した設備の取立を行ふべきこと。

3. 日本を自給自足的經濟に追込む要あること。

4. 聯合國の対日賠償要求が峻厳なるものであることを日本政府は充分認識して居らばいいこと。

5. 賠償の実施は日本の国内経済機構に重大な変革を齎す可能性があること。

6. 賠償の実施を急がねば貴重な生産施設が屑物に化すおそれあること。

三. 日本の産業構成に関する諸見解

一方フレントンの極東委員会に於てはホーレー中東を基礎として南滿洲口に向て対日賠償に関する協議が進行中であり、その際日本に残存せしむべき工業の規模はドイツの場合と同様将来日本に許される生産水準と輸出入の大きさに基づいて算定せらるべきであることとせられ、目下関係方面で将来の日本の産業構成に關して検討を進めつつある模様である。従つて日本の産業構成に關する意見が各方面から錯綜せられてゐる。其の主要なるものを二三挙げれば次の通りである。

1. 四月中旬極東委員会進行委員長マール・ベレンセン駐米ニユー・ジャーク公使は対日賠償

決定前に日本の将来の産業構成を先づ決定する要のあることを主張し又日本の輸出は肥料、農機具其の他原料等生存に必要な物資の輸入代金決済が可能なる程に限定すべきものであると云う。

2. マツカリーオノ元帥政治顧問ジョーリアン公使は本年三月二十六日帰米中にV.B. (放送局主催)「日本は民主化し得るか」と題する討論会に出席し次の如き意見を陳べ、「日本は工業を削減せしめても民主化に必要な生活水準引上げを達成することは出来ぬ。日本には未だ開墾されていない私有地や荒蕪地が多い。特に北海道がさうだ。若し日本が戦争準備のための無意味な財政消費を止め、平時生産に努力するならばやがて日本は従来以上に幸福に富むことになる。又対外貿易にもそれ程程限らなければ済むことにはなろう。」

3. 極東委員会の印度代表サッセナ氏は日本の賠償に關し六月月上旬次の如き意見を發表した。

「印は日本の経済が聯合國の管理下で何の程迄の水準に到達し得るかについて深い関心を持っており、印の対日貿易は将来再び戦前の規模に達するであらう。日本にとつて必要なる食糧を輸入する爲に充分な貿易額を持つ事は不可欠であるから聯合國の対日賠償

は対独賠償に比し餘程寛大なるものにならう。

4. 聯合軍總司令部経済科本部員ジョーリーペー氏は五月十九日東京上智大学に於ける講演で日本経済の将来に關して次の如く述べた。

「日本は有利な輸送条件、低廉な電力、高度に専向化すれば極めて有利と認められる多数の土着産業等を持つから例へば絹、化学肥料、陶磁器、護謨製品、玩具、セメント、プラスチック、通信機器等の諸工業を発展せしむるに適して居るであらう。又デニマー、ワヤス、エーデンの例を幸んで国内開墾を徹底的に行ひ且つ専向化された輸出産業を持つことに努めなければならない。」

5. 元駐日英大使クレイグ氏は最近「日本は民主主義に対する準備ありや」と題する論文の中で日本経済の将来に就て次の如く述べてゐる。

「余は敗北後の日本を十九世紀後半以前の鎖國に逆戻りさせ日本人に對外貿易や國外旅行を禁止せよといふ主張をいばく耳にする。しかし斯る考へ方はたゞ次の一事に依つても実行不可能である。即ち鎖國廃止當時の日本は僅か三十五百万人の人口を養ふ得たに過

ざわいが現在の人口は殆ど八千万に垂んとしてゐる。日本を経済的鎖國に封じ込めることは四千五百万の人間に餓死を宣言することだ。面積十五万平方マイルで僅か其の七分の一だけが耕作可能な日本の植民地では工業への人口吸収、強力的輸出入貿易なくしては八千万の人口を養ふことは殆ど不可能であらう。

以上に見る如く日本産業の将来に關して各種の意見が存在するのである。一方日本の賠償施設を獲得すべき中国、比、暹、露等では対日賠償のそれらの諸國に対する割当が不充分なる旨の意見も漏らされてゐるのである。従つて対日賠償が最終的に決定される迄には未だ幾分の時日を必要としよう。

四 極東委員会対日賠償計画

尚ほ極東委員会はホーレー中案に基く具體的審議を續け逐次中間的決定を發表しつつある。即ち五月十三日には一部の除外例を除く總々の日本の陸海軍工廠、航空機工場及輕金屬工場を賠償に引当てるべきことが同委員会に於て満場一致で採択された。除外例としては輕金屬のスクラップ處理工場、輕金屬生産に転換したセメント工場、年間能力一萬五千瓩のアルミニウム圧延設備等が掲げられてゐる。

次で五月二十四日同委員会で工作機械、硫酸及び造船に關する決定が採択された。其の内容は次の通りである。

1. 工作機械

物と大きさの釣合の取れた工作機械の年産能力二万七千台を超えたる部分は賠償にふり向ける。

2. 硫酸

年産三百五十万瓩を超えたる硫酸の生産能力は賠償にふり向けられる。且つ賠償に充てられるものは接觸法による硫酸設備とする。

3. 造船

A 国有民有を向はす海軍工廠にある造船及び修理施設は原則として撤去の対象となる。但し以下の制限の範囲内に止まる。

- (1) 元來軍用施設に使用する目的に適合せぬものについては何分の指示があり且現状の儘とする。

(四) 占領軍が占領上必要なものと認めらるる設備を撤去せしむる。

B. 前項に規定されたものを除く各造船所の所有する造船能力で年間十平方総噸の造船と三百万總噸の商船の維持に必要なもの以外は賠償にふり向ける。但し以下の制限規定に従ふものとする。

(イ) マツカサ一司令部が占領の必要を充すに足ると認定する水準迄日本の商船隊が恢復する迄は造船所の賠償撤去は行けぬ。

(ロ) 二個の二万噸ドックは日本に寄港する外国船の使用に供する為残置せしむる。

(四) 上述の三百萬總噸は日本商船隊の最後の規模としてこれだけのものを容認すると言ふことを意味しない。

次で五月二十九日極小委員会が日本の軸受工業の規模に關して次の如き決定を行つた。即ち日本の球及「コロ」軸承工業を中内賠償取立の対象に加へら。但し此の賠償の対象となるのは一九四三―四四年の平均価格に年産三千二百五十万円の製品を産出し得る施設を除いた過剩の全施設である。撤去すべき工場施設の撰取に當つては航空機其の他の軍需品の軸受を生産する特殊施設をオームとする。

次で六月十二日の同委員会では鉄鋼、化学工業及び火力発電施設に關する賠償取立が採択されし旨の発表があつた。其の内容は概要次の通りである。

一、製鉄業

年産三百五十萬噸を越える鋼塊生産能力を再考し賠償の対象として振向ける。銑鉄については最高二百萬噸を越える部分を賠償の対象として振向ける。

二、化学工業

苛性ソーダ(電解)分二千五百噸、ソーダ灰六十萬噸を限り許容しそれ以上の生産設備は總て賠償に充てる。

三、火力発電設備

中内賠償計画に依つて減退すべき電力需要に應ずる程を迄引下げる。本委員会では残置すべき火力発電能力を暫定的に二百万キロワットに置いておろすがこれは尚ほ在東京聯合軍司令部に依つて検討されることになつてゐる。

賠償の最終的決定は日本の平和経済復興の必要を斟酌した後に進む。

5. 前記の数字は許される最高保率を示すものであるから日本経済の水準が決まっていたか、更に残置を許すべき工業の能力を考慮し、此の二点もあり得る。

6. 以上に依つてポレーレー中東委員会は此の工業部門に關する決定を終へたのであるが、それ以外の工業につつては目下賠償撤去に關して審議が行はれてゐる。

以上の如き極東委員会の諸発表の他米國合同技術者會議全國技術者委員會の作成にかゝる得略國の産業政策解除に關しての研究及報告案が六月十二日米陸軍省から発表せられたけれども本委員は賠償の決定に關して重要な意見は持たぬもの、極である。

五、ポレーレー案と極東委員案との比較その影響

以上の如き極東委員案に依つて決定した昨年十二月末のポレーレー中内計画及び過去に於ける日本の最大生産後及び戦前直前の能力を比較すれば左の通りである。

部門	ポレーレー案	極東委員會案	日本内地及び過去最大の生産
工作機械	人製作能力の半分 又陸海軍兵器廠に所在するもの全部	人年産二七〇〇台を越ゆるもの 又同上	六〇一三四台(一九四三年)
造船所	3. 航空機工場に所在するもの全部 4. 球及コロ軸承生産設備の全部 領に必要なものを除く	4. 年産三二五〇万円(一九四三年) 四五年平均價格を起之るもの 要とするもの 二万噸デド ツクニ	一九四三年 二二二萬円 一九四四年 三二〇萬円 百方總噸の商船の補修に必要とするもの 二万噸デド ツクニ

鉄鋼

年産三百万噸を越えざる鋼塊
生産能力の全部

年産三百万噸を越えざる鋼塊
生産能力
年産三百万噸を越えざる鉄生
産能力

電力

火力の割合

火力二百十万KWを越ゆるもの
但し需要に依り更に検討す
事業用五三万KW
家用一〇一十KW(一九四五年)

化学工業

1. 接触法硫酸工場を打精錬
所所屬のイオンを除く

1. 年産三五〇万噸を越ゆるもの
2. 年産一〇〇万噸を越ゆるもの

1. 鋼塊五四四万噸(五四三三)
2. 鋼塊七八〇万噸()
3. 鉄生四二六万噸()
火力発電設備
事業用五三万KW
家用一〇一十KW(一九四五年)
現能力
接触法一九六万噸(内精錬
所附屬三〇万噸)
鉛生集他二〇〇万噸
計 三九六万噸
最大生産六七万噸(一九三三)

軽金属 1. マグネシウムアルミニウム生産能力の全部 (但しスクラップ処理のアルミニウムを除く)	同上	アルミニウム最大生産二四〇〇〇噸 (一九四三年) マグネシウム 三〇二五噸 (一年)
2. 軽金属の圧延設備全部	2. 年産一百万噸を越えざる圧延設備全部	圧延能力約二〇万噸

右の表に依つて今次の対日賠償計画が過去の能力に比し何の程度に規模の増大の程の如何が判明するであらう。尚之等賠償計画が日本の平和的経済の維持にどうして如何なる影響があるかに就て概要を述べよう。

工作機械
工作機械の製造能力年産二七〇〇〇〇の残置が許され、は平和的経済の維持には略充分であらう。

工作機械の現在保有量数は民間約七五万台、軍工廠約二十万台、合計九十五万台と推定される。賠償計画の実施に依つて陸軍の半が失われることになるが製造工程を改善し一
台当りの生産額を上げることによって僅かでも必要生産を維持出来よう。

2. 軸系（マリーナ）

動力機、航空機エンジン、心臓機であると共に總ての回転機械に必要なる部品である。我々の生産は前表に示す如く最大年産三億圓に達したのである。軸系は航空機に使用される以外に自動車、自動車、鉄道車輛、電気機械、鉱山機械、農業機械等も多量に生産的用途があり平和的需用の總額は一九四四年価格で八千百万と見込まれてゐる。亦これ中内業では全面的製造禁止となつてゐるが極東委員会決定に依れば年産三億圓の内産を許容されること、なり日本の機械工業界にとつては光明を與へるものである。因みに対独賠償の場合にはベアリングは全面的製造禁止品目の中に加へられてゐる。

3. 陸海軍工廠

六. 造船所

陸海軍工廠の工作機械設備が全面的に撤去されることは当然であらう。平和的経済に對する影響を比較的軽微であらう。

我々の過去に於ける造船高は年次により極めて大なる変動があるが前大戦の最後即ち大正七八年頃には約六億五千万噸噸、昭和元年から十年迄の間は五億乃至十五億噸噸其の造船高は七億噸噸に達した。

戦艦格艦の大量生産を開始した為には造船高は飛躍的に増加し、十八年九億四千万噸噸、十九年は一億八千万噸噸に達した。

船舶保有量は昭和初年に概ね四百萬噸噸でありその後逐次増加して昭和十二年には四億六千万噸噸、昭和十六年には六億三千万噸噸に達したが戦争に依つて其の大部分を喪失し終戦時の保有量は損傷船を加へて一億五千万噸噸に過ぎない。戦争に依る不足分を補填する期間撤去が猶豫せられりとして一億五千万噸噸に於ける造船能力として最低限の千の噸噸であらう。尚ほ船型、船種等造船の内容に相当問題があるものであつた例へば大型捕鯨船等の他の建造が許されりや大航洋船の建造は全面的に禁止されりや等の事情に依つて我々の経済に及ぼす影響も変化するであらう。

保有船腹量三億五千万噸噸は大正十年前後の水運であり、一かゝ大型船舶の保有を禁止されれば改米航路その他遠洋航海は自口船に依ることが不可能とならう。従来我々の海運業は二億圓に近い外貨の純収入を挙げ商貨貿易に於ける入超を補填して来たのであつたが今後は斯う外貨収入は期待し得ぬこと、ならう。

我口は最も不況時代の昭和五六年当時比年同約二百萬噸の鋼材を消費した。当時比一三割近くの人口の増加があり又戦災及び戦時中に於ける補給不足を補填する爲に千噸大の鋼材を必要とするから、今後多少の間、最低限年間三百三十萬噸の鋼材が必要と見換られる。

極東委員会の決定に依る鋼塊三百五十萬噸は、鋼材にすれば概ね二百五十萬噸程と見換られるから、今後は相当量の鉄鋼の輸入が必要とせられよう。鉄鋼生産能力二百萬噸は右の鋼塊生産能力から見て或る程度の鉄鋼輸入が許容とされれば我國の場合略均衡を得る数字であらう。但し其の結果我國の熔鉱炉の半以上が賠償として撤去又は破壊せられること、存するのであらう。一か千万一噸の例に見らる如く旧式設備のみの残存が認められると云ふことには我國内の製鉄コストは高値となり、生産業に不利な影響を及ぼす。

...

あらう。尚又右の能力が実産能力なりや公称能力なりやに依つて其の影響に重大な相違がある。即ち実産能力として鋼塊三五萬噸が認められれば現有設備の略半分が存置せられること、存置が公称能力の場合には三分の一が残されぬことにならう。

6. 火力発電所

電力は火力発電施設のみが賠償の対象とせられ且其の最後の決定は賠償に依る電力需要の縮小の見透りに基き行われること、存置に我口の火力発電所は事業用三百方キロワット、自家用百万キロワット合計四百方キロワットの公称能力を有し主として水力発電所の過水期補給用に使用される。電力は元素

軍事的用途にも平和的用途にも使用されるものでありエネルギー資源の乏しい我が国では今後あらゆる方面で電力使用が増加するであらう。現に電力使用量は終戦後前年の五〇％程を占め低下し、其の後家庭用電力消費増大の勢現在既に入、〇％程を回復してゐる。従つて賠償の結果軽金属、鉄鋼、航空機等の工業に依る電力需要は減退するけれども一般家庭農村等に於ける電力消費の増加の結果向うなく戦時中の消費水準に到達するであらう。しかるに炭の炭復低下と補修不足の結果発電所の実能力は可成低下してゐるから火力発電所の能力には事実上餘利ありとは認め難い。極東委員会の審議に依れば火力発電所出力の二百十キロワットを越ゆるものを一應撤去の対象としてゐるから若し之が実施されれば水力の過水期の補給と九州中國の如く火力発電

電を主とする地帯の電力供給は相当窮乏となるであらう。

尚右の二百十キロワットは事業用三百キロワットに対するものと考へられるのであるけれども若しも然らずして自家用を併せた四百キロワットの中二百十キロワットの残置を認めらるべきを意味するならば我國の今後の電力供給にとって重大な打撃となるであらう。

7. 硫酸

ポーレー業に依れば接觸法硫酸工場の全部を除去されること、なつておたが今回の極東委員会に依れば年産能力三百五十万瓩を越ゆるものが賠償の対象とせられること、なつた我國の現有硫酸製造能力は接觸法一九六万瓩、鉛室法其の他二百万瓩、合計三九六万瓩であるから硫酸工業の賠償撤去は著しく緩和せられる譯である。

元素接觸法硫酸は濃硝酸の製造に使用せられ火薬の製造に不可欠な原料であること、賠償の対象に選ばれた理由であらうが同時に硫酸は硫酸、過燐酸石灰等の肥料製造に大量に使用せられる以外人絹、石油精製、染料工業、製革、各種工業製品の製造等各汎の方面に

用ひら平和的經濟に不可欠な基礎化學製品である。硫酸の條件緩和は、46 聯合國當局が日本農業に於ける肥料の重要性を認識せる結果であらう。

2. ソーダ工業

ソルベール法曾達工場は我國に四つあり、其の内の最も新式の一工場が賠償に充てられることになつてゐる。極東委員會が決定した年産六十三万噸と云ふ極限は一工場を撤去せる場合の公稱能力に略相当する。ソーダ灰はガラス工業、各種食料品工業、医薬其の他広汎の用途に使用され化學工業の基礎を爲し又ソーダ灰の生産額の半ば以上が軟化されて苛性ソーダとなる。苛性ソーダは人絹、製紙、石鹼製造其の他の平和的用途に多量に使用される。一方苛性ソーダは食塩の電氣分解に係つても生産され其の際塩素、晒粉、塩酸等が同時に生産される。電解苛性ソーダ工場の公稱能力は約二十七万噸であるから之が八万二千五百噸に制限せられる結果塩素製品の供給は相当窮乏となるであらう。塩素製品の用途は染料、医薬、農藥、調味料、パルプ、漂白、殺菌等重要な平和的用途があると共に戦時

中は毒氣新製其の他に使用せられ、又電解ソーダ工場は過酸化水素製造に轉化して口ヤット彈推進藥の製造にも役立つものである。

電解ソーダソーダ工業についてはソルベール法工場の生産能力には比較的異、47 世界が變へら

9. 軽金屬

アルミニウム、マグネシウムの製造は禁止せられる。又之等輕金屬の生産設備については年産能力一萬五千噸迄認められるのである。輕金屬は航空機製造の主要原料であり又戦後の世界のアルミニウム需給は生産過剩となるものと認められるから航空機の製造と共に禁止せられる事は止むを得ないところであらう。但しアルミニウムは鋸鋸等の日用品、電線其の他の平和的用途があり、又アルミニウムを製品で輸入する場合に比しボーヤイト、塩其の他の原料で輸入する場合に輸入外債負擔が一ニ%程度で済むのであらから未得れば四万噸程度の能力は残存せしめて欲しいところである。

但し差当りは航空機のスクラップ其の他で十力以内のアルミニウムがあるから当分の
向日用品の製造には支障がないであらう。

以上述べ来た所に依って對日賠償問題の要点を要約すれば次の如くである。

1. 兵器、彈藥、航空機等の生産は全面的に禁止せられる。
2. 日本の平和的經濟維持から見て過剰と認められる工業設備は廢棄せられる。
3. 日本の在外資産は悉く沒收せられる。
4. 日本がアジアの諸地域に對し經濟的支配を恢復するが如き状態を防止する。従って
アジア諸地域に於ける肥料、農機具等必要の工業生産品は可及的之の地域が自給し
得る様にす。
5. 日本に許さるべき生活水準は未だ公式に明かにせられておらず、獨逸の場合と異り
他のアジア諸國の水準迄引下げると言ふことはないであらう。然るに過去に於ける一

定の年次に於ける日本の生活水準が許容せられることとならう。

6. 平和的經濟に必要とされる原料製品の輸入を可能ならしむるための輸出産業の維持は
認められる。

7. 賠償の手法は現有施設に依る一因賠償を原則とする模様であるが、中國、フィリピン
等の要求如何に依つては木材、石炭等年々の産物に依る賠償も一部課せられるかも知れ
ぬ。但し其の期間が長期に亘ることはないであらう。

六、賠償問題の國內的影響

次に賠償問題の國內的影響の主要なものを挙げれば次の通りである。

1. 賠償工場の具体的指定がある迄は賠償を受ける可能性ある全産業部門が安心して操業
するに困難であり生産再開阻害の重要な一原因となる。従つて一日も早く少数で
も良いから賠償より除外すべき工場を指定して費とそれと技術、労務、資材を集中す

るが如き措置が必要であらう。

2. 賠償に指定された工場施設の原所有者に対する補償措置を如何にすべきかは重大な國內問題である。之は軍需補償、在外資産の補償等と同時に將來に於ける我國の財政負擔力の見達しに基いて措置されねばならぬであらう。

ポーレー案に依る國內賠償施設の特種価格は概ね百億円と評価され、又没收せらるべき海外資産は終戦前の価格で数百億円に達するであらうから賠償が我國國民經濟に及ぼす影響は相当大なるものがある。

3. 賠償工場の維持保管費及び撤去の場合に於ける荷造運搬費も大に負擔である。撤去が此の一兩年中に行はれるとすれば瀕死の状態にある我國經濟にとって容易ならぬ負擔と云らう。

即ち本年一月に保管を指定された工場の維持のみでも相當の費用を要してゐる現状であり、之が賠償に充てられる全工場に拡大された場合の経費は相當巨額に達するてあり

うし又荷造費運搬費も最少限數十億円を必要としよう。而して之等の費用は当然我國が負擔すべき性質のものである。

七. 賠償問題の今後

六月中旬聯合軍司令部より賠償の對象となるべき工業部門につきさきほ保管命令を受け長全工場の明細リストを提出すべき旨日本政府に對する指令があつた。愈々賠償問題も個々の工場をそれぞれ引渡し先別に決定してゆく段階となつた。今後の作業量は極めて複雑拡大となり日本側も積極的に協力すべき場面が広汎となつて来るであらう。

個々の工場の選定に當つて次の如き諸點が當然問題となるであらう。
1. 残存設備と撤去設備の割合の問題、即ち最優秀のものから撤去し旧式のものを残存せしめられる如きことなく、やむくとも兩者が同一の條件に置かれることを希望すべきであらう。

2. 撤去工場の選定に當つては地元的條件即ち原料供給、製品販路、他工業との関係等を

具体的に検討せねばならない。特に製鉄業、化学工業の如きは関係する部面が極めて広範であるからこの点に關して周到且つ徹底せる研究が必要であらう。

3. 賠償指定設備が指定外の工業と同一構内に存在する場合其の分界的を如何にすべきかと言ふ点に關しては専門技術的立場から充分の検討を加へられねばならない。

斯る分界線の判断を設けるときは残存施設も撤去施設も共に役に立たぬ如き事態を生ずる恐れがある。

4. 工場能力について実産能力、公稱能力等の區別を明かにして所要の実産能力の残置を認められぬことと必要であり、豫め此の点に關する検討を加へ聯合國側も納得せしめ得る妥當なる実産能力に關する説明を準備する必要がある。

5. 二ヶ年間に撤去移設を行ふこととなれば莫大な工事量となるから解体荷造のエキスパットと組織的に動員し能率的な處理を爲し得る様豫め万全の體勢を整へる必要がある。

6. 要するに賠償問題の日本産業に及ぼす影響は今後の具體的決定方法に依つて重大なる

差異を生ずるのであるから充分専門家の活用を圖り聯合國の信頼を受けつゝ能率的な處置を進め得る体制を整備せねばならぬ。

第四 結 言

賠償問題は日本の無條件降伏の結果として聯合國側が一方的に決定し得る性質のものであり、又日本は斯る決定に対し無條件にそれを行ふべき義務がある。併し乍ら聯合國側は飽く迄合理的科學的な手段に依り戦敗國民を納得せしめつゝ賠償問題の決定を圖らんとして居るのであり且つ又賠償問題の成行き如何は来るべき次世代を代る日本國民の經濟的生涯に重大な影響を持つ性質のものであるから日本側としても自己の資料に基き科學的研究を進めその結果を進んで聯合國側の参考に供することが必要であらう。眞の民主主義は自己に対する責任の完遂を要求する。賠償問題に対する日本の態度如何は斯る意味に於ける民主化を測定する尺度ともなるであらう。

エドガー・スノウ「日本の賠償問題」抄譯

米國の著名な極東通たるエドガー・スノウ氏の日本の賠償に関する見解がニッポンタイムス又六月二十一日號より三回に亘り連載せられた。左に其の概要を記す。

一、日本占領の又一段階に於ける至要目的は福善的のものに非ずして懲罰的のものたることを忘るべきでない。従つて此の目的よりする賠償問題は極めず重懲である。

二、ポツダム宣言は日本の民主化と同時に日本の完全なる非武装化を規定してゐる。若し日本は日本の占領が後の目的を達成し得なければ日本に於て如何なる社会的変革を行つても將來の安全を保障することは出来ないのであらう。逆は言へば此の目的の達成に成功しなれば日本が君主制に止まらうと共和國にならうと又民主主義、社会主義に或は共產主義の何れをとらうとも自給自足と近隣諸國との友好關係の維持と言ふ政策をとらざる

を得ない事となりてあらう。

三、日本の賠償は終戦九月に入り今日に於ても聯合國間の分配について意見が一致せぬに結論に到達して居ない。

四、ポリー大使の中間計画案はトルーマン大統領に提出され、大統領から國務、陸海軍委員会(SWNC)に提出せられワシントンの聯合參謀本部を経て在東京聯合軍司令部(SCAP)に回付され此処で各種の訂正がなされた。

五、従つて現在極東委員会(OFEAC)に提出されてゐる日本賠償案は米國案であつて今後他の十ヶ國の承認を得る必要があり他の諸國に再度調査の必要があると云ふ出す可能性もあらうわけであるが米國側は原案について充分の自信があり且つそれが日本に対して寛大に過ぎるといふ批評があればそれに対して充分應答出来ると思つて居るのである。

六、日本側から提出された統計や資料はSCAPに依つて充分検討を加へられた。それは屢々誤りがあり又虚偽の報告であることもあつたが現在ではSCAPの調査が略完全に

行届いたので賠償担当者は主要な事項については正確な実情を把握しておろすと云ふ
を持つてゐる。

七、賠償計画立案担当者は近代に於ける日本経済発展の歴史に因する次の如き考察を以て
いて作業を進めたのである。

四、日本の帝國主義は「不経済なる工業化」(アンエコノミック・インダストリアライゼーシ
ョン)の産物であり、政府の補助金と軍部の計画に依つて原料資源の欠陥といふ根本的
弱點を持つて不拘重工業の建設を強行したのである。従つて其の重工業の維持の爲
には多量の原料の輸入が必要であるから原料を外國に依存する不安から受ける爲に先
づ経済的、政治的に、最後には直接軍事と領土に依つて資源地帯を支配することによつ
たのである。しかも斯う重工業は主として軍事向需要に應ずるものであり軍が膨脹す
るに伴つて帝國は拡大され、更に一層重工業の軍需依存度を増加すると言ふ過程を辿
つたのである。

四、一九四一年には日本の生産設備の能力は莫大なものに達した。之等の設備は消費財
の生産に依つて一般國民をうるほす事が殆んどなく、大部分は兵器、艦船、航空機或
は必要資材の購入に当てられる。低廉な輸出品の生産に向けられたのである。

五、この様に極度に軍事化された工業を維持する爲には必然的に戦争を必要としたので
ある。

六、在外資産の没収と兵器、航空機等の生産工場の解体は既に進行中である。今や日本
の頭でっかちな工業自体の解体が実施される段階に立到つた。東京、横浜等の光景を
目撃した者は既に空襲に依つて工業の破壊は達成されたと言ふ錯覚に陥入り易い。事
実はさうでない。例へば製鉄業は平炉、熔鉱炉を併せて鋼一ニ。〇。千吨の公稱生産能
力を有し又圧延設備は六。〇。千吨の圧延鋼材を生産し得る。電気炉の鋼生産能力は三
〇。〇。千吨に達する。又工作機械、電気機械、発電所、造船及び船舶修理施設、鉄道建
設施設、或種の化学工業施設、合成ゴム工場アルミニウム処理工場、通信機器工業等

は何れも国内の平和的需要を賄ふためには過大な生産能力を持つ。

丙 日本から之等過剰の工業施設を撤去すること、東亜全体の工業水準を日本と同じ水準に引上げること、に重点が置かるべきである。日本の工業生産は十年間足踏させられ、其の間に中国・朝鮮・フィリピン等の他のアジア諸國が日本に追いつくこと、ならう。斯くて日本のみが東亜に於ける唯一の工業國であり、近隣諸國の工業原料の主要購入者として之等の國々を支配する従前の關係を完全に清算せねばならぬ。

（二）一、賠償に依りて日本の余剰工業設備を取り去る事は差当りは日本人の生活水準を他のアジア諸國の水準に引下げることと意味し、ようけれども日本が今後余儀なくされる自給自足の経済の建設に成功するならば國民の生活水準は不必要な負擔の軽減に依つて次第に向上することとなるであらう。

（三）日本に対して國內需要を賄ふ爲の最低限の輸入は許容される。

（四）食料生産の増大に役立つ工業は一切撤去されない。

（五）日本の輸出入は今後長期に亘りて聯合國の監視の下に置かれる。

（六）今後日本は輸入原料への依存度を最少で國內の労働力を最大限に活用し得るが如き種類の工業を振興することが必要である。

以上が對日賠償担当者立案に當つて考慮した基本原則である。

八、以下に賠償計画の目録を掲げる。

- （一）鋼 高炉及平炉の定格能力の八二%、圧延設備能力の八〇%、及び大容量の電気炉及海綿鉄工場の全部を失ふ。工場維持に必要とされる以上の総ての金属加工設備は撤去される。斯くて日本の鋼生産額は二〇〇万噸（ホーレー案は二七五万噸）に制限され、約一五〇〇万噸の能力に相当する工場施設が撤去又は破壊される。
- （二）工作機械 現在の案に依れば日本は六〇万台即ち現在保有数の七五%の工作機械を失ふ。工作機械の製作は年産一万台を許される。

化学工業 硝酸製造能力の九〇%、ソーダ灰生産能力の五〇%、電解ソーダ能力の五〇% (アルミニウム工業の一部と見做される) が賠償に充てられる。硫酸及硫酸は肥料に必要であるから手を触れない。

電力 縮小され平和的経済に必要とされる限度の電力を過水期に於ても供給し得るだけの能力は残される。

内鉄道 は大した空襲被害を受けておない。車輛の製造及修理施設も良好な状態にある。機関車製造能力の六五%、客車、電車及貨車製造能力の四〇%が撤去される。ボイラーの原案に依れば更に一〇〇〇台の機関車と三万台の貨車を取り去る計画に於つておたば此の案は後に撤回された。

船舶 一九四三年の保有量は八〇〇万噸に達したが戦時中の消耗に依つて八五%を失った。

今後は国内沿岸及近海輸送の爲一五〇万噸の保有が認められる。

造船の再建も許されずが木造船のみは限定される。以上の他造船業についても嚴重な制限が課せられる。大小の造船所半ばは撤去又はスクラップに回され、又々々。噸を起する大型船の建造は許されない。

四つの最大の干ドックはフリーッペンに(若し要求が通れば) 移される。

輕金屬 アルミナ、アルミニウム、マグネシウムの製造は全面的に禁止される。

鉄合金 鉄合金工業はクロム、タンゲステン、モリブデン、ニッケル、錳等專ら輸入原料と使用する「不経済工業」の代表的なものであり、全面的に賠償の対象となる。

ボールベアリング 大中に削除される。大部分は中國に移される。

日本の人絹、スフ及ゴム工業も外國市場から締め出される。

即ち人絹工業は國內需要を賄ふ限度に制限される。生ゴムの處理設備は現在略國內需要を賄ふ程度であるから撤去されない。但し合成ゴムの八工場は撤去される。綿紡織工業についても大中に縮小される。即ち綿製品の輸出は國內需要を賄ふ爲の棉花の輸

361

入を可能とする。限度迄しか許されない。但し本工業に於て既に戦争が必要と縮小を達
成してゐる。即ち戦前一〇〇。五鍾の設備は戦争に依つて四〇。〇五鍾に減少した。今
後も引續き此の程度の能力に押へられざるであらう。

此自動車工業、内燃機関、建築材料、家庭用電気器具等はすべて鉄鋼生産能力に依つて
直接制限を受けるから賠償撤去の中には入れられない。

(外) 生糸及同製品、各種工業品、茶、ガラス器具、窯業製品、紙、皮革製品、等日本の特
産の主要輸入品と見られる。目的の製造に必要な施設は撤去されない。

(内) 政府の補助金なしに経営可能な鉱山に所在する設備は賠償の対象とはならない。
九、労働力も危殆の戦争手段であるから出来得れば大量の日本人を被害を受けた諸國に賠
償として移動せしめることが望ましい。然しポツダム宣言には日本人が家庭に帰り平和
的の生産業に従事する事を認めてゐる。又基本的人権の尊重と、日本の賠償を受ける資
格のある諸國が余剰労働力を有する國々である等の諸理由に基き労働力の賠償に依る徴

用は行はれない。

十、米國の賠償エキスパートは年々の産物に依る賠償の取立を不可とし、一回取立を主張
する。其の方針が實現されるかどうかは米國の意見が聯合國の所で何の程度重きをなす
かに依つて決定される。

十一、ソ聯は滿州から日本が建設した多数の工業施設を戦利品として持ち去つた。中國はソ
聯に対し極めて不服であるけれども一方中國も全面的に日本の技術者の導入を圖るので
なければ之等施設の運営が不可能であらう。

十二、聯合諸國の代表者達——一部の米人も含み——は日本の工業を排除した代りに最も
悪い形で中國にそれを再生させることであつてはならないと心配し始めてゐる。

中國の銀行家や工業家は——印度も同様であるが——東南アジア、南米に於ける嘗ての
日本の市場を奪得すると宣言して居る。又低價銀に依つて事実上西欧諸國の競争を繰出
す事が可能であらう。

十三、中國の工業化は従来苦力の低賃銀に依る婦女の労働力の搾取と人銀行家族に依る独占的支配の傾向が大であり、又「不経済なるキイ・インダストリ」を外國品に對する禁止的高率関税に依つて育成しようとしてゐる。之等は全く従来の日本に於けると同様の現象である。従つて中國経済の完全な民主化なしに日本の工業を中國に移すことは東洋に於ける危険な戦争原因を一つの國から他の國へ移動するに止まるであらう。従つて米國の一部には日本の賠償品の一部をアンラに割當てる必要を國に對渡する際にダンピング的輸出品の生産ではなく國內の消費商品の生産に向けることを條件として付すべきなどの意見も行はれてゐる。

十四、日本の賠償品の分配に當つては米國は比較的少量の金塊及其他の貴金屬を手に入れることと其の他の賠償品前の請求權を放棄することに依る面子のよさば依つて満足する。其目下の所賠償設備の最後の指定が行はれてゐないが、日本側は聯合國の賠償要求が極めて嚴格なものであることを未だ充分自覺して居ない様である。

十六、賠償は深刻な失業問題を惹起するだらう。其の結果日本は財源の支配から解放された國家計画に基く産業体制を採ることを余儀なくされるであらう。

又賠償及び輸出入の大中之制限は政府として有効な土地改革と農業上の改良を必要ならしめ更に進んでは食糧自給の達成のためは農業の國營に迄押進められるかも知れない。然し日本が来るべきバットニコースの全貌を告げられる迄は政府は聯合軍の指令に基く改革の実施をサボターゲし我々の側の氣持の変化を期待してグズグズと事態を遷延させるだらう。

十七、一チ日本及アジア諸國で甚しく欠乏してゐる物資を生産すべき設備が何等の役に立たずば放置されてゐる。賠償の決定が遅れれば遅れる程貴重なる戦利品は損耗してゆくであらう。當局の言に依れば賠償設備の撤去には最初の船積以降二三年を要するとのことであるが今後一年も経てば大部分の機械類は屑物になつてしまふであらう。